

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 飯能市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	20	2-アミノエタノール	1	10	3,000	17	3,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	9	4	48,560	6	15,230	0	33,330
1	71	塩化第二鉄	1	10	26,000	9	26,000	0	0
1	80	キシレン	13	1	730,700	3	22,000	0	708,700
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	10	15,000	13	15,000	0	0
1	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1	10	19,000	12	0	19,000	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	11	2	508,900	4	5,900	0	503,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	7	5	32,900	8	1,300	0	31,600
1	300	トルエン	11	2	1,870,010	1	139,010	0	1,731,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	7	5	1,022,000	2	450,000	0	572,000
1	395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1	10	3,300	16	3,300	0	0
1	400	ベンゼン	6	7	105,100	5	0	0	105,100
1	405	ほう素化合物	1	10	730	22	730	0	0
1	411	ホルムアルデヒド	1	10	2,100	19	2,100	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	10	2,600	18	2,600	0	0
3	21	硝酸	1	10	930	21	930	0	0
3	32	ふっ素	1	10	12,000	14	12,000	0	0
3	34	マグネシウム	1	10	2,100	19	2,100	0	0
3	35	メタノール	1	10	22,000	11	22,000	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	2	8	7,500	15	7,500	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	10	25,000	10	25,000	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	8	38,000	7	38,000	0	0
		合計	—	—	4,497,430	—	793,700	19,000	3,684,730

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。